事業者の皆さま向け

電子契約のご利用について

GMOグローバルサイン・ホールディングス GMOサイン事業部







会社紹介

- 1 電子契約とは
- 2 契約締結の流れ
- 3 電子署名の確認方法
- 4 困った時は







GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

本社所在地 東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー

事業内容 クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした

各種インターネットソリューションの開発・運用

代表者 青山 満

設立 1993年12月

資本金 9億1,690万円(2019年12月)

従業員数 計員932名(2019年12月)

株式 東京証券取引所プライム (証券コード 3788)

加盟団体(抜粋) 日本ネットワークセキュリティ協会

トラストサービス推進フォーラム

デジタルトラスト協議会







クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、 幅広いラインナップでお客さまのビジネスを**支**えています。

クラウド・ホスティング

事業

• 販売実績24年

• ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上

セキュリティ・電子認証 事業 • 電子証明書発行実績累計 2,500万枚以上

• SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上

• 国内シェアNo.1 / 海外シェアNo.3





1 電子契約とは

電子契約の主なメリット

1

締結コストを削減

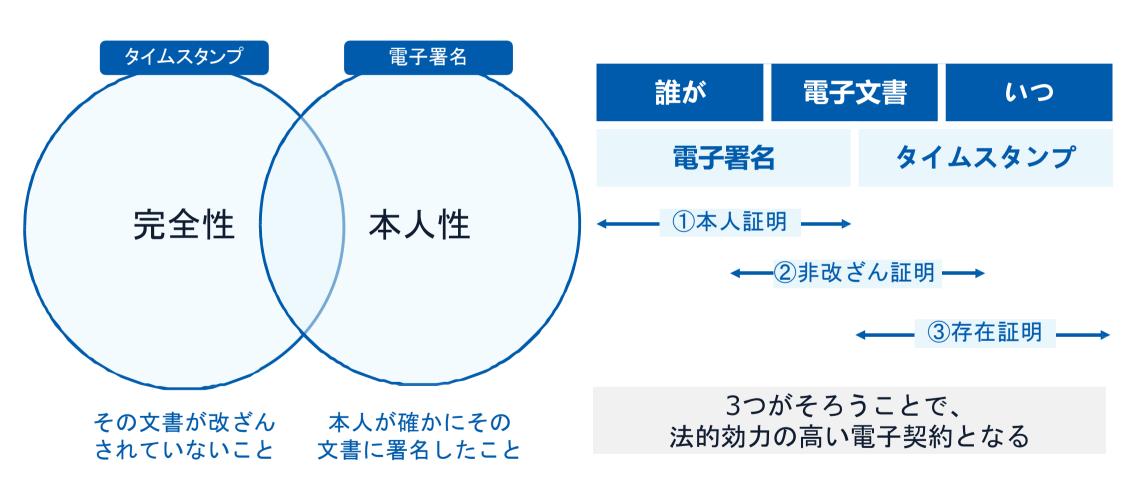
2

締結手続の高速化

3

ガバナンス(内部統制)強化

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ(PDF)
押印	印鑑or サイン	電子署名
送付	送付•持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり



電子契約システムでメール認証などを行い 契約当事者間の同意に基づく

サービス事業者(立会人)の電子証明書(※)で署名



受注者はインターネット環境と電子メールアドレスが あれば利用可能。費用負担もありません。

> ※電子証明書:電子申請の際、申請者が送信する電子データが原本であること、 改変されていないことを証明するためのもの

電子契約は、電子帳簿保存法第2条第5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	①タイムスタンプが付与されたデータを授受 ②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム 又は訂正削除ができないシステムを採用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え 付け上記いずれかの方法を充足する必要がある	 ・日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 ・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認 GMOサインは左記のうち①を充足している
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」(規則2条2項2号) ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっ ても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存され ているものと取り扱われます。	システム(GMOサイン)から電子契約(電子で締結した契約書)をディスプレイ(パソコン等)に出力(表示)ができることで要件を充足している
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)	保管期限は無期限
4 保存	1) <u>見読性の確保</u> 2) システム概要書類の備付 3) <u>検索機能</u> ※検索要件(取引年月日、取引先、取引金額)	1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

▼参考資料

- ・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則
- ・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
- ・国税庁電子帳簿等保存制度特設サイト

5つのポイント



身元確認済み電子証明書

国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある 証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準(WebTrust)を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Reader でも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応 税法上で要求される検索機能や見 読性を標準実装。締結済みの電子 契約を紙に印刷することなくその まま長期保存が可能。



タイムスタンプ

認定タイムスタンプを標準付与 / 各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定 タイムスタンプを標準付与。時刻保 証とともに非改ざん性も担保。e-文書 法や電子帳簿保存法などの各種法令 にも対応。



立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を 利用して署名を行うので相手方の費 用負担がありません。また、メール 認証だからスピーディに契約締結。

安全性



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による ぜい弱性診断を定期的に実施



専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で生成 ・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに 個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し 盗み見 や改ざんを防止



データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ 日次でバックアップしているほか 月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は国際的な電子商取引保証基準に準拠



ISO/IEC 27001:2013 · JIS Q 27001:2014 SOC2 Type-1 報告書 SOC2 Type-2 報告書 ISMAP

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証·IP制限·SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法により社外からの業務外のアクセスや 情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム ウェブ会議システム・ウェブチャット



2 電子契約の運用

電子契約の対象

掛川市では、市が指定する建設工事関連業務委託の入札における契約のうち、 当初契約額が1,000万円以上で事業者が電子契約を希望する場合、電子契約 を実施します。

- ※令和7年12月1日以降に入札公告等を行うものが対象となります。
- ※電子契約運用開始後においても、事業者の希望により、紙での契約締結も可能です。

対象

・建設工事関連業務委託契約書 (当初契約額が1,000万円以上)

対象外

- ・建設工事請負契約書
- ·建設工事関連業務委託契約書 (当初契約額が1,000万円未満)
- 変更契約

紙での契約事務との主な変更点

1 「電子契約利用申出書及び契約書(表紙)」の提出

- ・電子契約を希望する場合は、「電子契約利用申出書及び契約書(表紙)」に必要事項を記入し、 落札等決定通知日(原則木曜日)の当日の16時までに行政課契約検査係にメール (keiyaku@city.kakegawa.shizuoka.jp)で提出してください。
- ・電子契約対象案件については、ホームページの入札公告でお知らせし、設計図書等とともに 「電子契約利用申出書」の様式を掲載します。

2 契約の流れ

- ・市が、電子契約サービス上に契約書類一式をアップロードし、事業者に契約書等の内容の確認 及び電子署名の実施を依頼します。
- ・次に事業者は契約書等の内容の確認を行い、内容に誤りが無ければ電子署名を行います。
- ・その後、市が電子署名を行い、市が電子署名をした時点で、契約が確定します。



紙での契約事務との主な変更点

3 電子契約の締結日と電子署名について

・契約書に記載した日が電子契約の契約締結日となります。

4 契約の効力について

- 契約書に記載されている日とタイムスタンプで記録されている日が異なる場合は、契約書に記載されている契約締結日から電子契約の効力が発生するものとします。
- ・そのため、契約の効力に関して定めた「電子契約に関する特記仕様書」を電子契約書 に添付します。



電子契約用メールアドレス届出書について

	雷子契約	利用申出書			
	-21500	13/13/11		年	Я
掛川市長					**
		- 所 号又は名称			
	ĸ				
掛川市と電子契約サー ールアドレスは、次の !	- ビスを利用して行う契約の - セルマナ)締結における契約	締結権限者及び	契約締	結にする
ールアトレスは、火のと	2000				
 契約名 					
n 1005h 600 Strategy 46 au o					
2 契約締結権限者利用	メールアトレス				
※必要に応じて確認者	を追加できます。必要がた	けれげ炉↓不戻です	r.		
※必要に応じて確認者 確認者利用メールフ	を追加できます。必要がな アドレス	ければ記入不要です	-		
		ければ記入不要です	· .		
		ければ記入不要です	* ₀		
確認者利用メールフ 役職		ければ記入不要です	* o		
確認者利用メールフ		ければ記入不要です	o o		
確認者利用メールフ 役職		ければ記人不要です	D.		
確認者利用メールフ 役職 氏名		ければ記入不要です			
確認者利用メールフ 役職 氏名	· Fvz		° o		
確認者利用メールフ 役職 氏名 (1) フリーメールのフ		ざい。			
確認者利用メールフ 役職 氏名 (1) フリーメールのフ (2) 本書は押印不要で	アドレス	ざい。		玄世儿。	
確認者利用メールフ 役職 氏名 選意事項 (1) フリーメールのコ (2) 本書は押印不要 (3) 電子契約による5	アドレス アドレスは指定しないでくだ です。ご提出は電子メールで	さい。 お願いいたします。 約と契約条件・効プ	力に相連はあり		
確認者利用メールフ 役職 氏名 (1) フリーメールのフ (2) 本書は押印不要で (3) 電子契約による5 (4) 建設工事請負契格 る書面の支付に代えて#	アドレス アドレスは指定しないでくだ です。ご提出は電子メールで 辺豹は、紙の契約書による契	ざい。 お願いいたします。 約と契約条件・効: 5づき、建設業法第	力に相連はあり 1 9 条第1項及	び2項	の規定に
確認者利用メールフ 役職 氏名 (1) フリーメールのフ (2) 本書は押印不要で (3) 電子契約による5 (4) 建設工事請負契 る書面の交付に代えてい	アドレス アドレスは指定しないでくだ です。ご提出は電子メールで 現的は、旅の契約書による要 別においては、次の条件に 直磁的指置を講ずる方法によ	さい。 お願いいたします。 約と契約条件・効力 そづき、建設業法第 もり実施することに	力に相連はあり 1 9 条第1項及	び2項	の規定に
確認者利用メールフ 役職 氏名 (1) フリーメールのフ (2) 本書は押印で要う (3) 電子契約による契 (4) 建設工事請負別ではよる契 (4) 建設工事請負別で付えてが す。 (前電磁的措置の種類:	アドレス アドレスは指定しないでくだ アド・ 選出は電子メールで 契約による 契約においては、次の条件に 基礎的情質を 高する方法によ コンピュータ・ネットワーク	さい。 お願いいたします。 約と契約条件・効力 に対き、建設業法第 にり実施することに 利用の措置	力に相速はあり: 19条第1項及 ついて相互に承	び2項語する	の規定に ものとし
部認者利用メールフ 役職 氏名 (1) フリーメールのフ (2) 本書は押印不要・ (3) 電子契約による5 (4) 建設工事語負契を さ書画の支付に代えています。 (1) 電磁的措置の種類: ②電磁的措置の内容、	アドレス アドレスは指定しないでくだ です。ご提出は電子メールで 現的は、旅の契約書による要 別においては、次の条件に 直磁的指置を講ずる方法によ	さい。 お願いいたします。 約と契約条件・効力 もづき、建設業法第 り実施することに 利用の措置 世子契約サービスを	力に相连はあり 19条第1項及 ついて相互に承 通じて、送信者	び2項 請する がPD	の規定に ものとし ド ファイ

「電子契約利用申出書」の提出について

〇電子契約はメールでのやり取りになるため、事業者の メールアドレスを確認する必要があります。

O届け出されたメールアドレスに、一定期間のみ有効な URLが記載されたメールが送信され、そのURLから契約 書ファイルにアクセスして電子署名をします。そのため、電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを必ず記入してください。

〇必要に応じて、確認者を追加することができます。追 加する場合は、別のメールアドレスを記入してください。

【提出方法】

○落札等決定後、行政課契約検査係にメール (keiyaku@city.kakegawa.shizuoka.jp)で提出してください。

電子契約用 契約書 (表紙) について

業	務	委託	契約:	書		
1 委託業務の名称						
2 施 行 歯 所	掛川	市	地:	'n		
3 腹行期間	着 爭	令和	年	月	В	
	尭 丁	令和	年	月	В	
4 業務委託科	¥					
(うち取引に係る消	骨税及び	地方消費税	の額 <u>芋</u>			
5 契約保証金						
上記の委託業務について	、発注者					と 受注者
						5条項により参
影契約を締結し この契約の証として、本*						
なお、契約の証として電磁的						
チ署名及び認証業務に関す						
署名をいう〕を付与のうえ	、谷自そ	の電磁的記	録を保育す	る.		
		÷	1和 年	F	1	В
発注者 【	æ £	名 掛	川市長			
差注者 【	EE EE	名 掛	川市長			
	ŧ	新	川市長			
受注者 [生 前号又 (d:	新	川市長			

〇契約書(表紙)に必要事項を入 力のうえ「電子契約利用申出書」 と一緒にメールで提出してくださ い。



3 契約締結の流れ

はじめに:事業者様に次のような署名依頼メールが届きます

メール件名:「【自治体名】様より△△契約への署名依頼が届いています」

メール差出元:「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

操作手順

- メール内の「文書を確認する」をクリックします。
- グラウザ上に、文書の内容が表示されます。

メールの件名等は、上記に記載のとおりとなります。 メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、 契約書の内容の確認をお願いいたします。

確認して問題がなければ、署名を行ってください。仮に問題があった場合は、 お手数ですが至急各自治体までご連絡をお願いいたします。

文書を確認します





操作手順

- 1 文書内容を確認します
- **2** 内容に問題が無ければ、「完了する」をク リックします。
- 「完了する」をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です

不可視署名について

- ○印影の不要な「不可視署名」となります。
- 〇印影のある署名(可視署名)と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブを クリックすることで文書を選択することが可能です



署名完了後:署名済文書の御案内のメールが届きます

メール件名:「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元:「電子印鑑GMOサイン

<noreply@gmosign.com>J

①事業者、自治体双方の署名完了後、「電子署名 完了のお知らせ」メールが事業者及び自治体の双 方に届きます。

その内容は、右の記載例のとおりです。

②メールに記載の「ダウンロード」から電子署名が付与された契約書をダウンロードできます。

【御案内のメールの例】





株式会社〇〇 鈴木 太郎様

すべての手続が完了しました。

署名完了文書ダウンロード画面より、ダウンロードして下さい。

ダウンロード

封筒:5050000111 電子契約サービス委託

文書:

・電子契約サービス委託

ダウンロード有効期間:14日間

契約書のダウンロード方法

「ダウンロード」をクリックしますと、右のような画面が表示されます。

②再度「ダウンロード」をクリックして、電子 署名済みの契約書のPDFデータをダウンロー ドして、保管してください。

③契約書をダウンロードできる期間は、 前述の「電子署名完了のお知らせ」のメールが 到着してから2週間です。期限を過ぎるとリン ク先には、次のような画面が表示され、ダウン ロードができなくなります。 必ずダウンロード して保管するようお願いいたします。





4 電子署名の確認方法

【ダウンロードしたPDF上で確認】

OAdobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】署名パネルボタンを押すと表示されます。



5 困ったときは

ご不明な点は、お問い合わせください。

【電子契約サービスの操作、不具合等に関する質問】

- ■電子印鑑GMOサイン運営事務局
 - ・電話番号 03-6415-7444 (ヘルプデスク)
 - ・受付時間 10:00-18:00 (土日及び祝日は除きます。)
 - ・メールアドレス <u>support@cs.gmosign.com</u>
 - ・お問い合わせフォーム https://www.gmosign.com/form/

GMOサイン

検索

